明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

附　則

1　この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十五年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百六十号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）附則第三条の二第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十九号（地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の二第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日

総務大臣　新藤　義孝

件名及び本文中「附則第三条の二第一項」を「附則第三条の三第一項」に改める。

別表第一中「一・〇七」を「一・〇六」に、「一・〇三」を「一・〇二」に、「一・〇一」を「一・〇〇」に改め、同表に次のように加える。

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇〇

別表第二中「一・〇七」を「一・〇六」に、「一・〇三」を「一・〇二」に、「一・〇一」を「一・〇〇」に改め、同表に次のように加える。

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇〇

附　則

1　この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十五年四月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金については、なお従前の例による。

○総務省告示第百六十一号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十四条の四第一項の規定により総務大臣が定める基準を次のように定め、平成二十五年四月一日から施行し、平成二十四年総務省告示第百二十四号（地方公務員等共済組合法附則第十四条の四第一項の規定により総務大臣が定める基準を定める件）は、平成二十五年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十五年三月二十九日

総務大臣　新藤　義孝

給料に係る率　千分の六十一・二五

期末手当等に係る率　千分の四十九・〇

○総務省告示第百六十二号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定に基づき、平成七年自治省告示第六十八号（地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

総務大臣　新藤　義孝

「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「千分の〇・二三」を「千分の〇・二四」に、「千分の〇・三〇」を「千分の〇・三二」に、「千分の〇・一一」を「千分の〇・一二」に、「千分の〇・二七」を「〇・二三」に改める。

○総務省告示第百六十三号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第三十条の二の四第二項の規定に基づき、総務大臣が定める率を次のように定め、平成二十五年四月一日から施行し、平成二十四年総務省告示第百二十七号（地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の四第二項の規定により総務大臣が定める率を定める件）は、平成二十五年三月三十一日限り、廃止する。ただし、同項の規定に基づき平成二十五年三月三十一日以前に払い込まなければならない金額の算定に用いる総務大臣の定める率は、なお従前の例による。

平成二十五年三月二十九日

総務大臣　新藤　義孝

千分の三・二七

○総務省告示第百六十四号

激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第四十三条第二項、第四十四条第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、平成二十四年に発生した災害に係る令第四十三条第一項の地域、令第四十四条第一項の市町村及び令第四十五条第一項の地域を次のように告示する。

平成二十五年三月二十九日

総務大臣　新藤　義孝

一　令第四十三条第一項の地域

(一)　同項第一号に該当する地方公共団体の区域

都道府県名	郡名	市町村名
福岡県	朝倉	東峰村
	田川	赤村
熊本県		阿蘇市

(二)　同項第二号に該当する地方公共団体の区域

都道府県名	郡名	市町村名
福岡県		うきは市
		日田市
大分県		鹿児島県　大島　瀬戸内町

二　令第四十四条第一項の市町村

都道府県名	郡名	市町村名
青森県		青森市、弘前市
福島県		郡山市、いわき市、白河市、相馬市
富山県		高岡市
福井県		越前市
長野県		茅野市
奈良県		五條市
島根県		出雲市、大田市、雲南市
	邑智	邑南町
岡山県		岡山市、高梁市、新見市、赤磐市、美作市
	久米	美咲町
高知県		香美市